

第5章

介護サービス
の見込みと
保険料

第5章 介護サービスの見込みと保険料

1 サービス別見込量

(1) 居宅サービス

①訪問介護

居宅にホームヘルパーが訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の生活援助を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問介護（回/年）	38,727	41,152	44,291	45,302	59,311
訪問介護（人/年）	1,569	1,683	1,814	1,853	2,401

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

居宅へ訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身の維持等を図ります。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問入浴介護（回/年）	901	962	1,025	1,043	1,372
訪問入浴介護（人/年）	202	217	230	236	309
介護予防訪問入浴介護（回/年）	8	8	12	12	12
介護予防訪問入浴介護（人/年）	2	2	3	3	3

③訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定期にあり訪問看護が必要と主治医が認めた要介護者等の居宅へ看護師等が訪問し、療養上の支援や必要な診療の補助を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問看護（回/年）	14,686	15,859	17,115	17,264	22,564
訪問看護（人/年）	1,327	1,433	1,546	1,565	2,039
介護予防訪問看護（回/年）	2,256	2,455	2,615	2,668	3,075
介護予防訪問看護（人/年）	246	268	285	291	335

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が、要介護者等の居宅へ訪問し、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図ります。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問リハビリテーション（回/年）	1,708	1,811	1,903	1,925	2,507
訪問リハビリテーション（人/年）	145	154	162	163	213
介護予防訪問リハビリテーション（回/年）	705	751	783	811	920
介護予防訪問リハビリテーション（人/年）	67	71	74	77	87

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が通院困難な要介護者等の居宅へ訪問し、療養上の管理指導を行うサービスで、訪問診療、訪問口腔衛生指導、訪問薬剤管理指導などを行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅療養管理指導（人/年）	1,738	1,865	2,031	2,086	2,731
介護予防居宅療養管理指導（人/年）	121	133	141	144	164

⑥通所介護（デイサービス）

日帰りで介護施設に通う要介護者等に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の支援や機能訓練等を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
通所介護（回/年）	28,722	30,381	32,447	33,575	43,481
通所介護（人/年）	2,690	2,845	3,042	3,150	4,070

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

日帰りで介護老人保健施設、病院等に通う要介護者等に対し、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
通所リハビリテーション（回/年）	5,630	5,946	6,253	6,518	8,442
通所リハビリテーション（人/年）	678	716	753	785	1,016
介護予防通所リハビリテーション（人/年）	257	275	284	300	345

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

要介護者等の心身の状況やその家族の疾病等を把握する中で、家族の身体的・精神的負担を軽減するため、特別養護老人ホーム等に短期間入所する要介護者等に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の支援、機能訓練を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
短期入所生活介護（日/年）	9,306	9,889	10,553	10,338	13,670
短期入所生活介護（人/年）	734	778	830	808	1,060
介護予防短期入所生活介護(日/年)	115	123	133	163	185
介護予防短期入所生活介護(人/年)	15	16	17	21	24

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

要介護者等の心身の状況やその家族の疾病等を把握する中で、家族の身体的・精神的負担を軽減するため、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所する要介護者等に対し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活の支援を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
短期入所療養介護（日/年）	457	482	513	523	679
短期入所療養介護（人/年）	64	68	72	74	95
介護予防短期入所療養介護(日/年)	20	20	30	30	30
介護予防短期入所療養介護(人/年)	2	2	3	3	3

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

在宅の要介護者等が、在宅でできる限り能力に応じ自立した生活を営めるよう福祉用具(車いす、特殊寝台等)の貸与を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
福祉用具貸与(人/年)	4,069	4,358	4,520	4,647	6,055
介護予防福祉用具貸与(人/年)	1,278	1,322	1,369	1,425	1,637

⑪特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具購入

在宅の要介護者等が、貸与に馴染まない特殊な福祉用具(腰掛け便座、入浴補助用具、特殊尿器等)を購入したときに、購入費用を補助します。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
特定福祉用具購入(人/年)	80	82	87	88	117
特定介護予防福祉用具購入(人/年)	23	24	24	26	30

⑫住宅改修・介護予防住宅改修

在宅の要介護者等が、居住する住宅について、手すりの取り付け、段差解消等の一定の住宅改修を行ったときに、改修費用を補助します。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
住宅改修(人/年)	58	60	62	66	85
介護予防住宅改修(人/年)	20	21	21	23	26

⑬居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員が在宅で介護を受ける方の心身の状況、希望等を踏まえ、居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、これらが確実に提供されるよう介護サービス事業所との連絡調整などを行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅介護支援(人/年)	6,050	6,406	6,715	6,935	8,990
介護予防支援(人/年)	1,525	1,583	1,637	1,722	1,978

(2) 地域密着型サービス

①小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者が可能な限り居宅での生活を継続できるよう支援することを目的とし、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、「泊まり」や「訪問」を組み合わせるサービスを提供します。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
小規模多機能型居宅介護（人/年）	135	143	148	150	201
介護予防小規模多機能型居宅介護（人/年）	20	21	21	23	26

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人/年）	5	5	5	6	7

③認知症対応型通所介護

デイサービスセンターにおいて、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行うサービスです。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
認知症対応型通所介護（回/年）	1,450	1,543	1,608	1,647	2,145
認知症対応型通所介護（人/年）	142	151	157	163	212
介護予防認知症対応型通所介護（回/年）	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護（人/年）	0	0	0	0	0

④地域密着型通所介護

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な介護負担の軽減を図ることを目的に提供されるサービスです。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域密着型通所介護（回/年）	7,454	7,848	8,215	8,561	11,088
地域密着型通所介護（人/年）	830	873	913	954	1,231

⑤夜間対応型訪問介護

夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するサービスを行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
夜間対応型訪問介護（人/年）	0	0	0	0	0

(3) 施設・居住系サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護状態の入所者に対し、入浴、排泄、食事等の介護等その他の日常生活の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援などを行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護老人福祉施設（人/年）	1,263	1,267	1,270	1,426	1,895

②介護老人保健施設

病状が安定期にある要介護状態の入所者に対し、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の支援を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護老人保健施設（人/年）	797	806	810	874	1,171

③介護療養型医療施設

要介護状態の入所者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護療養型医療施設（人/年）	11	11	11	-	-

④介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、長期療養生活を送れるように生活施設としての「住まい機能の強化」と「日常的な医学管理」、「看取りやターミナルケア」等の機能とを兼ね備えた施設です。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護医療院（人/年）	3	4	4	18	23

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)

認知症高齢者（要支援2・要介護者）に対し、共同生活を営む住居において、入浴、排泄、食事等の介護等その他の日常生活の支援や機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を送れるようにします。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
認知症対応型共同生活介護(人/年)	412	437	437	468	609
介護予防認知症対応型共同生活介護（人/年）	1	3	3	3	3

⑥特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護付き有料老人ホーム等に入所している要介護者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活や機能訓練、療養上の支援を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
特定施設入居者生活介護（人/年）	452	455	463	506	664
介護予防特定施設入居者生活介護（人/年）	56	62	60	68	78

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域密着型特定施設入居者生活介護（人/年）	52	55	57	60	80

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排泄・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人/年）	214	217	219	242	320

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業

①訪問型サービス

要支援者等に対し、居宅で掃除・洗濯等の日常生活上の支援を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防訪問介護相当サービス（人/年）	5,928	6,144	6,360	7,524	8,148
訪問型サービスA（人/年）	96	108	108	132	252

②通所型サービス

要支援者等に対し、生活機能向上のための機能訓練等を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防通所介護相当サービス（人/年）	13,464	14,052	14,688	17,640	19,800
通所型サービスA（人/年）	540	576	588	648	624

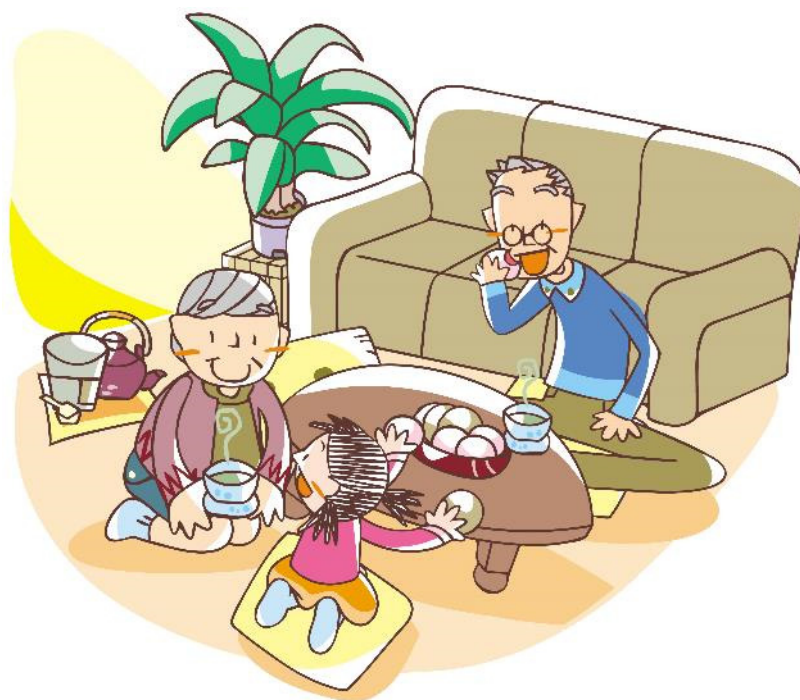


2 介護保険料の見込み

(1) 介護保険料設定の考え方

第1号被保険者の介護保険料は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の第8期の介護サービスに要する費用等から設定します。

- ①第8期の介護サービスに要する介護サービス給付費の総額を算定
- ②①のうち第1号被保険者の介護保険料で賄う費用の総額を算定
- ③介護保険料の基準額を算定



(2) 介護サービスに要する費用の見込み

利用人数や利用回数の見込み量等から算出した、今後3年間の介護（予防）サービスの給付費の見込額は次のとおりです。

		【介護給付費の見込み】					(千円)
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度	
居宅サービス							
訪問介護		1,374,905	1,461,721	1,572,676	1,609,091	2,105,760	
訪問入浴介護		131,346	140,329	149,556	152,198	200,049	
訪問看護		781,195	843,952	910,513	918,085	1,200,767	
訪問リハビリテーション		59,524	63,127	66,360	67,078	87,408	
居宅療養管理指導		243,417	261,352	284,860	292,158	383,005	
通所介護		2,803,248	2,966,592	3,172,065	3,275,066	4,258,044	
通所リハビリテーション		550,298	582,362	612,563	636,780	828,025	
短期入所生活介護		950,062	1,010,913	1,078,687	1,057,804	1,400,162	
短期入所療養介護		63,103	66,710	70,960	72,147	93,728	
特定施設入居者生活介護		1,104,830	1,112,302	1,131,835	1,237,450	1,629,664	
福祉用具貸与		670,697	725,099	751,429	767,531	1,007,945	
特定福祉用具購入		25,297	25,927	27,575	27,681	36,963	
住宅改修		72,561	74,983	77,536	82,364	106,072	
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		7,698	7,702	7,702	9,242	10,783	
夜間対応型訪問介護		0	0	0	0	0	
認知症対応型通所介護		199,183	211,971	221,404	225,584	293,735	
小規模多機能型居宅介護		342,269	362,814	377,464	378,914	510,125	
認知症対応型共同生活介護		1,237,302	1,311,906	1,311,906	1,405,786	1,831,011	
地域密着型特定施設入居者生活介護		125,769	132,168	137,539	145,124	193,652	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		717,566	728,000	734,679	810,732	1,071,786	
看護小規模多機能型居宅介護		0	0	0	0	0	
地域密着型通所介護		715,162	754,627	791,190	820,050	1,068,441	
居宅介護支援		1,091,364	1,157,794	1,215,213	1,250,403	1,626,951	
施設サービス							
介護老人福祉施設		4,068,300	4,083,820	4,093,589	4,601,232	6,116,711	
介護老人保健施設		2,710,127	2,743,402	2,756,317	2,975,545	3,991,621	
介護療養型医療施設		47,983	48,009	48,009	-	-	
介護医療院		13,312	17,831	17,831	80,346	102,688	
介護給付費計（I）		20,106,518	20,895,413	21,619,458	22,898,391	30,155,096	

※表中の金額は千円単位としているため、各項目の合計金額が合わない場合があります。
(次頁以降も同様)

【予防給付費の見込み】

(千円)

	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	795	795	1,193	1,163	1,163
介護予防訪問看護	96,216	104,725	111,559	113,824	131,191
介護予防訪問リハビリテーション	24,265	25,880	26,965	27,935	31,707
介護予防居宅療養管理指導	14,202	15,617	16,557	16,910	19,257
介護予防通所リハビリテーション	113,405	120,683	124,625	131,756	151,909
介護予防短期入所生活介護	7,721	8,242	8,734	10,801	12,351
介護予防短期入所療養介護	2,618	2,619	3,929	3,929	3,929
介護予防特定施設入居者生活介護	58,761	64,425	63,028	70,056	80,881
介護予防福祉用具貸与	94,100	97,351	100,809	104,966	120,688
特定介護予防福祉用具購入	6,523	6,829	6,829	7,384	8,550
介護予防住宅改修	23,279	24,460	24,460	26,765	30,308
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	17,333	18,357	18,357	19,895	22,937
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,858	8,580	8,580	8,580	8,580
介護予防支援	83,707	86,938	89,903	94,572	108,626
予防給付費計(Ⅱ)	545,783	585,501	605,528	638,536	732,077
総給付費(Ⅰ+Ⅱ)	20,652,301	21,480,914	22,224,986	23,536,927	30,887,173

3 標準給付費、地域支援事業費等の見込み

総給付費に、特定入所者介護（予防）サービス費、高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費、審査支払手数料を加えた標準給付費見込額は、次のとおりです。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間の計	令和7年度	令和22年度
総給付費	20,652,301	21,480,914	22,224,986	64,358,201	23,536,927	30,887,173
特定入所者介護（予防）サービス費	629,451	609,535	624,261	1,863,246	696,705	742,522
高額介護（予防）サービス費	577,466	627,890	628,127	1,833,483	578,127	578,127
高額医療合算介護（予防）サービス費	96,664	96,664	96,664	289,992	55,545	69,984
審査支払手数料	12,150	12,224	12,298	36,673	13,172	16,596
合計	21,968,032	22,827,227	23,586,336	68,381,595	24,880,476	32,294,402

地域支援事業費及び保健福祉事業費の見込額については次のとおりです。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間の計	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費 ア	745,997	770,612	795,498	2,312,108	847,743	911,483
包括的支援事業・任意事業費 イ	583,462	611,104	631,804	1,826,370	560,615	596,933
地域支援事業費見込額 ア＋イ	1,329,459	1,381,716	1,427,302	4,138,478	1,408,358	1,508,416

【介護予防・日常生活支援総合事業費の見込額】

(千円)

区 分	事業費			3年間の計	事業費	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和7年度	令和22年度
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	656,403	678,063	699,772	2,034,238	754,079	824,873
訪問型サービス (現行相当・サービスA分)	127,014	128,253	131,910	387,177	142,347	154,053
通所型サービス (現行相当・サービスA分)	451,963	469,821	483,705	1,405,489	521,168	581,863
訪問型・通所型サービス (関係市町事業分)	18,782	19,410	21,518	59,710	20,694	19,721
高額介護予防サービス費相当	1,357	1,402	1,450	4,209	1,553	2,594
高額医療介護予防サービス費相当	1,871	1,933	1,998	5,802	2,140	3,576
介護予防ケアマネジメント	55,416	57,244	59,191	171,851	66,177	63,066
(2) 一般介護予防事業	88,361	91,276	94,380	274,017	92,222	84,202
(3) 審査支払手数料	1,233	1,274	1,346	3,853	1,442	2,408
介護予防・日常生活支援総合事業費計 ア	745,997	770,613	795,498	2,312,108	847,743	911,483

【介護予防・日常生活支援総合事業費以外の見込額】

(千円)

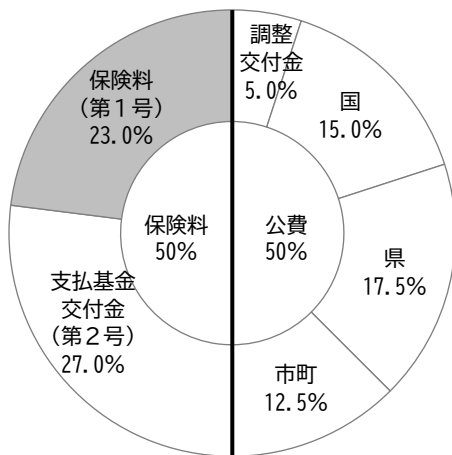
区 分	事業費			3年間の計	事業費	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和7年度	令和22年度
(1) 包括的支援事業	579,835	607,435	628,135	1,815,405	556,708	592,557
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営等)	322,257	349,857	370,557	1,042,671	299,130	334,979
生活支援体制整備事業	132,000	132,000	132,000	396,000	132,000	132,000
認知症総合支援事業	104,388	104,388	104,388	313,164	104,388	104,388
在宅医療・介護連携推進事業	16,102	16,102	16,102	48,306	16,102	16,102
地域ケア会議推進事業	5,088	5,088	5,088	15,264	5,088	5,088
(2) 任意事業	3,627	3,669	3,669	10,965	3,907	4,376
包括的支援事業・任意事業費計 イ	583,462	611,104	631,804	1,826,370	560,615	596,933

4 第1号被保険者の保険料

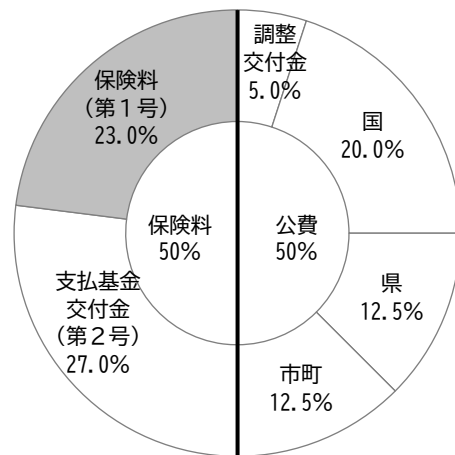
(1) 費用負担の概要

介護保険制度においては、介護保険事業にかかる費用のうち、利用者負担を除いた費用の財源割合が介護保険法によって定められており、原則として50.0%を被保険者の保険料、50.0%を公費とされています。また、被保険者の保険料のうち、本計画期間は原則として23.0%を第1号被保険者、27.0%を第2号被保険者が賄うことになります。

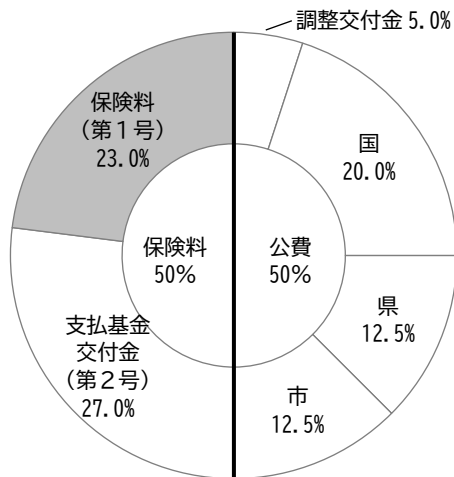
【介護給付費（居宅給付分）】



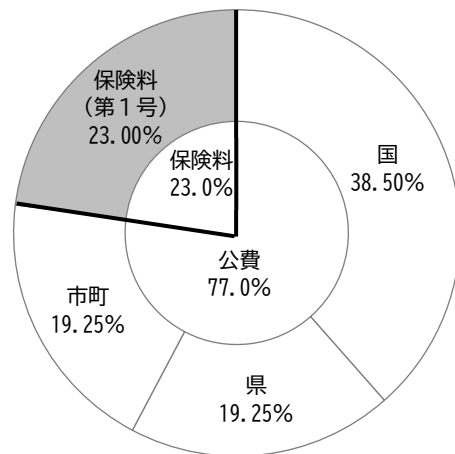
【介護給付費（施設分）】



【地域支援事業（総合事業）】



【地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）】



(2) 保険料基準額の算出

介護保険事業は、広域連合が保険者となり、事業を運営します。

第1号被保険者の保険料については、介護サービス量等の見込みに応じてそれぞれの保険者で決定します。なお、介護保険制度では、3年を1期として介護保険事業計画を策定し、保険料についても、原則として3年間同額とされています。

介護給付費等の推計を基に算定した保険料基準額（月額）は、次のとおりです。

（千円）

項目	金額
標準給付費 + 地域支援事業費計 (A)	72,520,073
第1号被保険者負担分相当額 (B) = (A) × 23.0%	16,679,617
調整交付金相当額 (C)	3,534,685
調整交付金見込額 (D)	1,116,318
介護給付費準備基金取崩額 (E)	1,600,000
市町村特別給付費 (F)	4,186
保険料収納必要額 (G) = (B) + (C) - (D) - (E) + (F)	17,502,170

項目	割合
予定保険料収納率 (H)	99.45%

項目	人数
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (I)	265,071 人

項目	金額
第1号被保険者の保険料基準額（月額） (J) ÷ (G) ÷ (H) ÷ (I) ÷ 12	5,533 円

※調整交付金…保険給付（令和3年（2021年）～令和5年（2023年）までの期間については、介護予防・日常生活支援総合事業にかかる費用も含まれます。）の国庫負担のうち5%とされていますが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得状況の分布などを全国平均と比較して算出されます。広域連合では例年5%未満の交付率となっており、差引負担分は第1号被保険者の保険料収納必要額に上乘せされます。

(3) 所得段階別の保険料

本計画期間における第1号被保険者の保険料については、要介護（要支援）認定者の増加による介護給付費等の増加により、保険料基準額が上昇することとなります。

また、制度改正により、平成27年度（2015年度）からは国が定める標準の所得段階が6段階から9段階に変更になるとともに、保険者の判断により引き続き負担割合や市町村民税課税層の段階区分の設定の変更が可能となりました。

こうした状況を踏まえ、広域連合では第8期介護保険事業計画における所得段階を見直し、第13段階を追加しました。第1段階から第3段階については、公費負担による負担軽減制度を実施し、低所得者の負担軽減を図っています。

【前計画との比較】

平成 30～令和 2 年度

令和 3～5 年度

保険料基準額：5,073 円

保険料基準額：5,533 円

段階	対象者	保険料率
第 1 段階	生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者 世帯全員が市町村民税非課税者であって、老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.45
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の人	0.65
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が 120 万円を超える人	0.75
第 4 段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.90
第 5 段階 (基準額)	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が 80 万円を超える人	1.00
第 6 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	1.20
第 7 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人	1.30
第 8 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人	1.50
第 9 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人	1.70
第 10 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	1.80
第 11 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人	1.90
第 12 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 800 万円以上の人	1.95

多
段
階
化

段階	対象者	保険料率
第 1 段階	生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者 世帯全員が市町村民税非課税者であって、老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.45
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の人	0.65
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が 120 万円を超える人	0.75
第 4 段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.90
第 5 段階 (基準額)	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が 80 万円を超える人	1.00
第 6 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	1.20
第 7 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	1.30
第 8 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	1.50
第 9 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の人	1.70
第 10 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	1.80
第 11 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人	1.90
第 12 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の人	1.95
第 13 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の人	2.00

注 1) 「合計所得金額」とは、地方税法上の「合計所得金額」(収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額)のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、土地等の売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除します。

注 2) 「その他の合計所得金額」は、注 1) の合計所得金額から課税年金の所得金額を控除した金額です。